

フローティングスクールにおける
衛生管理（V e r . 5）

〈1泊2日 航海用〉

滋賀県立びわ湖フローティングスクール

令和5年5月8日

1 はじめに

びわ湖フローティングスクールは、学校教育の一環として、滋賀県内小学5年生を対象に母なる湖・びわ湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開している。「環境に主体的にかかわる力」や「自ら課題をもち協働して解決に取り組む力」を培い、「新しい時代を切り拓く力」をもった子を育てるため、40年間で60万人を超える県内の子どもたちが乗船しており、他に類を見ない、滋賀県の誇るべき教育活動の一つといえる。

令和2年7月には「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を図りつつ、充実したフローティングスクールを実現していくため、フローティングスクール運営のガイドラインを示した「フローティングスクールにおける衛生管理」を策定した。

今回、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することから、平時と感染流行時に分けて、当スクールの感染症対策を講じることとする。そうすることで、子どもたちの学びの場を最大限に保証でき、子どもたちの心に残る航海となると考える。

本ガイドラインは、今後、国の通知・感染状況等により、見直すことがある。

2 平時における具体的な対策

- ・外部からウイルスを持ち込まないための学校への協力依頼
- ・手洗いの励行
- ・活動終了時等の手指消毒等の実施
- ・児童の健康状態の把握
- ・換気の確保

3 平時の具体的な感染防止対策（○乗船校対応 ●F S対応 ◎両方）

（1）F S所員、船員、食堂スタッフ向けの対策

- 事前の検温等、体調管理を徹底し、体調不良の所員、船員、食堂スタッフによる乗船勤務は行わない。
- 万一、乗船中の所員・船員・食堂スタッフが体調不良となった場合は、速やかに航海から離脱させ、代替要員を手配する。
- 船内には予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、ビニール手袋、フェイスシールド、防護服等を用意する。

（2）児童、教職員、その他の同行関係者向けの対策

◎県衛生科学センターのホームページなどを活用し、地域の感染状況の把握に努める。

[薬事・感染症 | 滋賀県ホームページ](#)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/>

○児童に航海中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット）の事前指導を実施する。

【児童、教職員の乗船可否について】

- ① 該当児童が乗船日に「出席停止」となっている場合、「乗船不可」
- ② 乗船当日、発熱・咽頭痛・咳等の症状が完治していない場合、「乗船不可」

- 普段から、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、登校しないことの周知呼びかけをする。
- 乗船当日の朝、家庭等で検温を行うなど、乗船前にしっかりと健康観察を行う。発熱があった場合は乗船不可となり、保護者の迎えを依頼する。
- ※不明な場合は、その都度フローティングスクールと学校で協議するものとする。

(3) 航海行程、運營業務上の対策

- 船内の定期的な消毒と、機能を最大限とした換気の依頼をする。
- ◎手洗い、または消毒等の環境整備と定期的な実施、ならびに健康観察等に必要な行程上の時間的な余裕を確保し、引率教職員の協力のもとスケジュール調整等を行う。
- ◎航海開始前・開始後の感染状況の変化等により、航海の安全かつ円滑な実施が困難、または困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、航海を中止し、出港地に引き返す等の措置を取る。

(4) バス利用上の対策

- 乗車前の手指消毒、(必要に応じて) マスクの着用、会話の抑制等の指導をする。(強制はしない。)
- バスの座席については乗り物内の換気機能を最大限に作動させる。
- 空調装置の作動、窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、消毒設備の設置、児童への注意喚起、乗務員・従業員の指導・管理徹底等を事前に依頼する。
- 乗務員の勤務中の(必要に応じた) マスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発、指導等の徹底を依頼する。
- 乗務員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼する。

(5) うみのこ船内の換気について

- 空調設備による常時換気(ロビーのエアコン・活動室の換気扇、サーキュレーター含む)
- (必要に応じて) 甲板の出入り口ドアおよび窓の開放による換気を行う。
- CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、一定の目安で換気する。
- 夏期や冬期は、室温に配慮し、窓やドアの開放を計画的に行う。

(6) 船内の消毒について

- 乗船前、主な活動前に手指消毒を実施する。
- 児童下船後に船内消毒作業を実施する。

(7) 「うみのこ食堂」 利用上の対策

- 食事は4食とも前後半制を基本として実施する。
- 食堂入室前に手指消毒を実施する。
- 全員がマスク・三角巾を着用して入室する。
- 8人テーブルに基本4人掛けとして座る。
- 食堂のドアを開け、換気を行う。
- 従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底するように依頼する。
- 食堂スタッフの勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼する。
- 食堂スタッフに体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代替りの食堂スタッフを業務に就かせるよう要請する。
- 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請する。

(8) 保健室・看護室の利用について

- ◎発熱者が発生した場合は、速やかに看護室（または保健室）で発熱者の個別対応・看護を行い、発熱者以外の処置については保健室（または看護室）で行う等の別室対応を行う。

(9) 船内での活動について

(学習について)

- カメラ（N e g ルーム）やモニター（活動室、3階甲板、学習室に設置）を活用し、児童の学びの交流やウェブ会議に使用するなどして活動を工夫する。

(船内生活について)

- ◎開校式、閉校式は、N e g ルームと活動室に分かれるなど、放送等工夫して実施する。
- シャワー使用時は、更衣室は使用せずシャワー室内の個室で更衣する。
- 班は8人編成で、他校との混合班を基本とする。
- 「湖の子」の夕べは、複数の部屋を使用してもよい。

(10) 船外での活動について

○班別、グループ活動について

- 船外での行動中においても、各所の設備を利用した場合、手洗い・消毒等を定期的実施する。

(11) 各部屋の宿泊について

以下の部屋を児童の宿泊室にするなど、可能な限り密を避ける。

宿泊可能な部屋	従来のめやす		R5以降の宿泊のめやす
宿泊室（こい・しゃくなげ）	8名	⇒	4～5名
宿泊室（こい・しゃくなげ以外の10部屋）	12名	⇒	8～10名
N e g ルーム（多目的室）			54名

※上記以外の部屋も宿泊可能とすることができる。

- 就寝時の部屋割は、同じ学校の児童を基本とする。
- 就寝時は隣の児童との飛沫感染を防ぐための衝立を設置することができる。
- シーツは使用后、すべてクリーニングを実施する。

(12) その他

- 各校の保健担当は食後の健康観察を実施する。
- 乗船当日の朝の検温を必要に応じてする。
- 二日目朝の検温を必要に応じて朝のつどい開催前に実施する。
- 保護者に対して同意書（学校作成）や参加書等により、フローティングスクールへの参加の同意と、発熱等の場合は寄港地等まで迎えに来てもらうことの承諾を事前に得る。
- 航海時持参物について
 - ・マスク 2 枚程度（食堂入室時にも着用）
 - ・ハンカチ 2 枚（1 日 1 枚：手洗い後に個人で使用）
 - ・ティッシュ
- ※航海中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1 日 1 枚）として、共用はしないように指導する。
- 航海中、児童には体調が悪くなった場合は近くの先生や所員に知らせるよう指導しておき、必要に応じて保護者とも連絡をし、対応できるようにしておく。
- 「湖の子」掃除については、終わった後は必ず手洗い、または手指消毒を行う。
- 航海実施中の発熱者発生時の対応について
 - 速やかに発熱者の個別対応・看護を行う。状況によっては近くの港への緊急着船、寄港地での病院受診や保護者迎えを依頼する。必要に応じて乗船校に診断結果の報告を依頼する。
- 宿泊に対して不安を感じる場合は、船外での宿泊や、日帰りでの参加など状況に応じた柔軟な参加方法が選択可能とする。

4 感染流行時の具体的な対策にあたっての考え方

地域や学校において感染が流行している場合には、平時の対策に加え、一時的に次のような措置をとる場合がある。

(1) 乗船前の検温

- ウイルスを船内に持ち込まない観点から、学校や家庭に検温を依頼すること。
- 乗船直前に体温を測定すること。

(2) 身体的距離の確保

- 学習や開閉校式を分かれて行うなど、密を避ける対策をとること。
- 就寝にはできるだけ多くの部屋を利用して、密を避けること。

(3) 飛沫防止

- 食堂の亚克力板を設置すること。
- 就寝時に衝立を設置すること。
- 活動時にマスク着用を推奨すること。ただし着用を強いることがないようにする。